

みやざき環境絵本コンテスト事業業務委託に係る仕様書

1 業務の目的

環境に配慮した地球に優しい行動をテーマにした絵本コンテストを実施することで、絵本を通じて次世代を担う子どものみならず、広く県民の環境に対する知識や理解を段階的に深めることを目的とする。あわせて、優秀作品を県内の保育所、幼稚園、認定こども園へ配布するなど活用し、幼児期における環境教育の推進を図ることを目的とする。

2 業務の名称

みやざき環境絵本コンテスト事業業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 企画の概要

(1) 企画名称

みやざき環境絵本コンテスト

(2) 環境絵本の募集

- ・令和8年度は「4R」をテーマとした絵本（絵と文章で構成されたもの）を募集し、コンテストを実施する。
- ・募集の対象は宮崎県民とする。年齢は問わず、個人でも、グループでも可能。
- ・大きさは見開きでA4以上、A3以内。ページ数は24ページ以内（表紙含む）とする。
- ・絵本の読者対象は、幼児期（1歳から小学校就学の始期）を想定する。
- ・絵・文ともに自作未発表のオリジナルであるとともに、他の絵本募集事業やコンクール等に応募していない作品に限る。
- ・第三者の著作権等の知的財産権を侵害しない作品であること。
- ・応募方法は郵送のほか、多くの方が応募しやすい方法を導入する。
- ・チラシを作成し配布するほか、応募専用ホームページやSNSを活用するなど効果的な広報を実施する。

(3) コンテストの実施

- ・集まった作品の選考は、審査員による審査を行う。
- ・審査員の候補を提案し、県と協議の上で審査員を決定する。
- ・審査員として、テーマに準じた専門家を1名以上選任すること。
- ・最優秀賞（1点）のほか、いくつかの賞を設け、景品等の授与を行う。

(4) 絵本の活用

- ・最優秀賞の作品（1点）を製本化し、県内の保育所、幼稚園、認定こども園へ配布する。
- ・最優秀賞以外の受賞作品については、データ化し閲覧できるようにする。

※最優秀賞作品以外の受賞作品は必ずしも製本化する必要はない。

(5) 時期

おおよその時期は以下のとおりとし、詳細は別途協議の上決定する。

- ① 企画の準備：令和8年6月～8月
- ② 募集期間：令和8年8月～11月
- ③ 審査：令和8年11月

- ④ 最優秀作品の製本化・配布：令和8年12月～1月

5 業務委託の内容

(1) コンテストの周知・広報、環境絵本の募集

① 募集チラシの作成

- ・環境絵本の募集にあたり、チラシをデザインし、以下の部数を印刷し、配布すること。
チラシ：1,000部程度（A4版、両面、カラー仕上げ）
- ・チラシのデザインについては、多数の応募があるよう、分かりやすく効果的なデザインとなるよう工夫すること。
- ・チラシは、各市町村や県内小・中・高等学校への配布を予定しているが、より効果が見込めるような配布場所があれば提案すること。
- ・チラシは県ホームページ等にも掲載するため、PDFデータを作成すること。

② 応募専用のホームページ等の作成

- ・応募方法は郵送のほか、応募専用のホームページフォーマット等を活用するなど、多くの方が参加できる仕組みを導入すること。
- ・募集にあたり広告媒体を活用するなど、チラシの配布以外の効果的な広報についてアイデアを提案すること。

③ 絵本の募集

- ・募集期間について、絵本の制作期間等を鑑み、十分な期間を設けること。
- ・受託者は作品の受付や募集に関する問合せへの対応を行うこと。
- ・応募のあった絵本及び応募者について、募集要件を満たすかどうかの確認を行うこと。
- ・応募に際し提供された作品や個人情報等は、受託者が適切に管理すること。

(2) 入賞作品の選定

- ・応募作品については、最優秀賞（1点）のほか、いくつかの賞を設けることとする。賞の区分や受賞作品の数についても提案すること。
- ・応募者の選定については、中立性を確保するとともに多様な視点から審査を行えるよう審査員候補の選定・委託をすること。なお、審査に係る費用は受託者が負う。
- ・募集を促すため、インセンティブ（景品等）を設けることとする。景品等の内容も提案すること。なお、景品等の購入及び発送は受託者が行う。
- ・受賞者の情報についてはホームページ等を活用し、広く周知することとする。

(3) 最優秀作品の製本化

- ・最優秀作品（1点）を製本化、印刷し配布すること。
絵本：680部（カラー印刷）
- ・紙質や製本の手法等は受託者が提案すること。
- ・原則として、作品の原案のまま印刷を行うこととするが、製本に必要な体裁の調整等があれば県と協議の上実施することとする。
- ・その他、製本化に際しアイデアがあれば提案すること。

6 成果品及び成果品の納入場所・納入期限

(1) 絵本（製本化したもの）：680部

納入期限：令和9年1月22日（金）

(2) データ

納入場所：宮崎県環境森林課 納入期限：令和9年1月22日（金）

※ホームページに掲載可能なPDFもしくは、J-PEGの様式とすること。

(3) 業務完了報告書：1部（紙媒体）

納入場所：宮崎県環境森林課 納入期限：令和9年3月10日（水）

7 経費等

委託経費には、コンテンツに係る打合せ、企画・デザイン、広報、製本、印刷等全ての経費を含む。

8 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を仕様する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

10 問い合わせ先

宮崎県環境森林部環境森林課 環境政策・脱炭素推進担当

TEL：0985-26-7084 FAX：0985-26-7311

E-Mail：kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp